

地下水対策検討委員会設置要綱

(設置目的)

- 第1 東京都における望ましい地下水対策について総合的に検討し、地盤沈下対策、湧水の回復と保全対策等に資するため、地下水対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

- 第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- ①地盤沈下対策
- ②地下水対策
- ③その他必要な事項

(構成)

- 第3 委員会は、委員10人以内をもって構成する。
- 2 特別の事項を検討させるため、必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、局長が委嘱する。
- 4 委員会は、所掌する事項に係る特定の事項を検討させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

(任期)

- 第4 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員の任期は2年以内とし、特別の事項に関する検討が終了するまでとする。ただし、委員全員の任期が満了する等、委員全員がその地位を失ったときは、臨時委員もまた、任期中にかかわらず、その地位を失う。
- なお、臨時委員についても、再任することを妨げない。

(委員長)

- 第5 委員会には委員長を置く。
- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を処理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

- 第6 委員会は、局長が招集する。

(部会)

- 第7 部会は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。
- 2 部会は、委員長が招集する。
- 3 部会には座長を置き、委員長が委員会に所属する委員のうちから指名する。

(開催方法)

- 第8 委員会及び部会は、公開とする。
- 2 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営等のため委員長又は座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。）を活用して委員会又は部会を開催することができるものとする。

(議事録及び会議資料)

- 第9 委員会及び部会においては、会議ごとに議事録を作成することとする。
- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、委員会及び部会に係る会議資料等について準用する。

(庶務)

- 第10 委員会の庶務は環境局自然環境部水環境課において処理する。

(雑則)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成3年9月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 8 年 6 月 1 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 0 年 7 月 2 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 1 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 2 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。